

五社駅前 里山に親しむ人材育成拠点 設計・施工業務に係る委託契約書

神戸市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項（次の表の第5項に定める条項を除く。）により委託契約を締結する。

<p>1 委託業務に係る委託料 （部分払、前金払又は概算払により支払うものは、その旨、その金額及び支払う時期）</p>	<p>（契約金額） 〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。）</p> <p>（内訳） （令和8年度） ①〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。この契約締結後、乙の請求に基づき速やかに前金払） ②〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。出来高検査終了後に支払） ③〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。令和8年度の出来高額が令和8年度の出来高予定額に達していることが確認できた日（出来高検査終了後）以降に、乙の請求に基づき前金払） （令和9年度） ④〇〇円（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。契約金額から令和8年度に支払った金額を差し引いた金額を完了検査終了後に支払）</p> <p>委託仕様書「8 契約の種別・支払方法」に基づく。</p> <p>なお、各会計年度の出来高予定額と支払限度額は下記のとおり。 【出来高予定額】 令和8年度の出来高予定額：〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。） 令和9年度の出来高予定額：〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。） 【支払限度額】 令和8年度の支払限度額：〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。） 令和9年度の支払限度額：〇〇円 （うち消費税及び地方消費税相当額〇〇円。）</p>
精算を行う場合の方法	なし
2 契約保証金（第3条関係）	契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債など、神戸市契約規則第24条第2項に

	定める担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、神戸市契約規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。
3 委託業務の履行に係る期間又は期日（以下「委託期間等」という。）	契約締結日から2027年10月31日まで
債務負担行為又は長期継続契約に該当する場合は、その旨	債務負担行為による2カ年契約
4 甲が乙に対し委託業務の履行のために必要な機械器具等、設備等を提供する場合の有償又は免除の別 有償の場合の金額（第18条第3項、第5項関係）	なし
委託料からの控除又は納入通知書による納付の別、及び控除（納付）時期	なし
5 別紙委託契約約款のうち適用を除外する条項	なし
6 別紙委託契約約款に付加する条項	なし
7 担保期間（第13条）	引渡し日から起算して12か月

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

契約担当者 地域協働局長 金井 和之 印

乙

印